

(公財) さいたま市スポーツ協会広報誌「スポーツライフさいたま」制作業務 企画提案公募要項

本業務は、市民にスポーツへの興味・関心を持ってもらい、スポーツを実施する意欲を高めてもらうため、委託者の活動及び委託者の加盟団体・スポーツ少年団の活動や市内で活動しているスポーツ団体をより多くの人に紹介することを目的としています。そのため、「行政の広報誌」という固いイメージの冊子ではなく、市民にとって魅力的で読みやすく、楽しい広報誌作りの企画提案を求めます。

1. 業務内容

業務内容は、「(公財) さいたま市スポーツ協会広報誌「スポーツライフさいたま」制作業務仕様書」のとおりです。

2. 事業者選定方法

公募型企画提案方式

3. スケジュール

契約締結までの事務手続きは、次のとおりです。

項目		日程
(1)	公募開始	令和8年9月9日(水)
(2)	参加申込兼資格確認申請書の受付締め切り	令和8年9月18日(金)
(3)	質問書の受付締め切り	令和8年9月25日(金)
(4)	参加資格確認結果通知の発送	令和8年9月25日(金)
(5)	質問に対する回答	令和8年10月2日(金)
(6)	企画提案書等の提出期間	令和8年9月25日(金)～10月9日(金)
(7)	事業者選定委員会の開催	令和8年10月23日(金)(予定日)
(8)	事業者選定委員会の結果の通知	令和8年10月28日(水)
(9)	契約締結	令和8年11月4日(水)(予定日)

4. 応募資格

この企画提案に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たし、かつ、参加申込み及び参加資格の確認を受けなければなりません。

- (1) 本告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に業務「物品等」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいた

ま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和3年4月1日以降、1回当たり8ページ以上の広報紙（情報誌を含む）を企画編集する旨の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。

5. 参加申込手続き

企画提案に参加を希望する方は、次の事項に留意して申込みください。参加申込に必要な書類は、当協会ホームページ（<https://www.saitamacity-sports.or.jp/info/240920/>）からダウンロードしてください。なお、提出書類について、当協会から説明を求める場合があります。

(1) 申込関係書類提出方法・提出期限

ア 持参による提出の場合

令和8年9月18日（金）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時00分まで）

イ 郵送による提出の場合（到達記録が確認できる方法に限ります）

令和8年9月18日（金）必着

(2) 参加申込受付場所

〒338-0835

さいたま市桜区道場4-3-1 サイデン化学アリーナさいたま内

（公財）さいたま市スポーツ協会

(3) 参加申込みに必要な書類

ア 参加申込兼資格確認申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

(4) 参加申込兼資格確認申請書等の不受理

明らかに資格がないと認められるときは、参加申込兼資格確認申請書等を受理しません。

(5) 参加資格確認結果通知書（様式3）の交付

参加申込み及び参加資格確認の申請を行った方に、参加資格確認終了後、令和8年9月25日（金）を目途に、郵送します。

(6) 参加資格の確認審査後の取り扱い

参加資格の確認審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、企画提案書提出時において、「4 応募資格」に定める参加資格の要件をひとつでも満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をした時には提案への参加は認めません。

(7) 参加申込兼資格確認申請書等の取り扱い

ア 当協会は提出された参加申込兼資格確認申請書等を、参加資格の確認審査以外に参加者に無断で使用しません。

イ 提出された参加申込兼資格確認申請書等は返却しません。

ウ 提出された参加申込兼資格確認申請書等の変更、差し替え又は再提出は認めません。

6. 質問、回答

(1) 質問の受付期限

令和8年9月25日（金）の午後5時00分

(2) 質問方法

質問の受け付けは、電子メールのみとします。また、電子メールの件名は「（公財）さいたま市スポーツ協会広報誌「スポーツライフさいたま」制作業務に関する質問」としてください。

(3) 質問の提出先

提出先の電子メールアドレスは、以下のとおり

Eメール：info@saitamacity-sports.or.jp

(4) 質問の到着確認に関する問い合わせ先

（公財）さいたま市スポーツ協会

電話：048-851-6250

(5) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和8年10月2日（金）を目途に、電子メールで全参加者あて（参加申込兼資格確認申請書に記載された電子メールアドレス）に送信します。なお、参加者の名称は非公開とします。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次に定める書類のうち(1)～(5)は番号順に一括り（左2か所ホチキス止め）にし、企画提案書及び目次を除く各ページの中央下に、必ずページ番号を振ってください。

書類名	様式
(1) 表紙・目次	任意
(2) 企画提案書	様式4
(3) 会社概要	任意
(4) 業務実績	様式5
(5) 業務実施体制	様式6
(6) 見積書	任意
(7) 事業費の内訳書	任意

(2) 提出部数

3部

※ (1)～(5)の書類は1部を原本とし、2部は写しで構いません。

(3) 提出期間

令和8年9月25日（金）～10月9日（金）

（休日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで）

(4) 提出場所

（公財）さいたま市スポーツ協会

(5) 提出方法 持参により提出してください。（郵送不可）

(6) 企画提案書の知的財産権

- ア 企画提案書の知的財産権は、参加者が有します。
- イ 参加者は、企画提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証すること。
- ウ 参加者は、企画提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

(7) その他

- ア 書類提出後の変更、差し替え又は再提出は認めません。
- イ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ウ 企画提案書の内容に関し、当協会から事業者に質問又は確認書類の提出を求める場合があります。

8. 事業者選定委員会の実施

下記のとおり事業者選定委員会を開催します。提出していただいた企画提案書類等は、事前に事業者選定委員会の委員に配布し、当日は提案者出席によるプレゼンテーション審査を行います。選定委員会の開催通知については、開催日の一週間前を目安に郵送にて各参加者あてに通知します。

(1) 実施日

令和8年10月25日（金）（予定日）

(2) 会場

浦和コミュニティセンター 第3集会室
（さいたま市浦和区東高砂町1-1 コムナーレ9階）

9. 評価・契約

(1) 評価方法

企画提案書の内容について、以下の評価項目に基づき、事業者選定委員会が評価を行います。

No.	評価項目	配点
1	業務実績・業務実施体制	20点
2	企画提案	120点
3	見積もり金額	10点
合計		150点

(2) 結果の通知

郵送により各参加者に通知します。

(3) 最優秀提案者の選定方法

事業者選定委員会を開催し、以下の手順により最優秀提案者を決定します。ただし、選定対象者が1者のみとなった場合であっても事業者選定委員会を開催し、当協会の求める必須条件（参加資格、仕様項目の充足度等）をすべて満たしていると選定委員会が総合的に

判断できたとき、その者を最優秀提案者とします。

ア 事業者選定委員会委員の各評価点の合計が最も高い者を、最優秀提案者として決定します。

イ アによる最高得点者の数が2者以上の場合、9. 評価・契約 (1)評価方法に記載の評価項目のうち、「企画提案」の得点が高い提案者を最優秀提案者として決定します。

ウ イによる最高点数者が2者以上の場合は、見積額の最も低い提案者を、最優秀提案者として決定します。

エ ウによる選定でも最優秀提案者が決まらない場合は、委員の多数決により決定します。なお、同数の場合は、委員長が決定します。

オ 9. 評価・契約 (1)評価方法に記載の評価項目の合計得点が80点以下の場合は失格とします。

カ 上記のいずれかにより最優秀提案者が決定した後、当該事業者から辞退の申し出があった場合は、次に点数の高い事業者を最優秀提案者とします。以降同様の方法により、決定します。

(3) 契約締結

選定した最優秀提案者と当協会で契約を締結します。仕様書の確定は、提案された内容が基本となりますが、採用となった提案について、当協会との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結する場合があります。

10. 企画提案の不参加

参加申込関係書類の提出後、本業務の企画提案への参加を取りやめる場合は、次のとおり申し出てください。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも、同様とします。なお、申し出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しません。

(1) 提出方法・提出期限

ア 持参による提出の場合

令和8年10月9日（金）まで

（休日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで）

イ 郵送による提出の場合（到達記録が確認できる方法に限ります）

令和8年10月9日（金）必着

(2) 提出書類

企画提案への参加辞退届（様式7）

(3) 提出場所

〒338-0835

さいたま市桜区道場4-3-1 サイデン化学アリーナさいたま内

（公財）さいたま市スポーツ協会

11. 予定事業費

本事業において、さいたま市スポーツ協会が負担する費用は3,300,000円（消費

税及び地方消費税を含む。)を上限額として想定しています。

12. その他

- (1) 提案参加者は、本書及びその他参加に関する書類を熟読し、遵守してください。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提案する企画は1提案者につき、1つとします。
- (4) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 企画提案書類について虚偽の記載、その他不正な行為又は不誠実な行為を行った場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがあります。
- (6) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外に参加者に無断で使用しません。ただし、公平性、透明性を期するため、関連規定に基づき公開することがあります。
- (7) 広告料は、受託者の収入とし、その金額を差し引いた見積額を提出してください。